

# 国土利用計画矢巾町計画（第5次）

令和6年3月

矢 巾 町

# 目次

前文.....	1
第1. 町土の利用に関する基本構想 .....	2
1. 町域全体の土地利用の基本方針 .....	2
2. 地域類型別の町土利用の基本方向 .....	4
3. 利用区分別の町土利用の基本方向 .....	6
第2. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要.....	9
1. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 .....	9
2. 地域別の概要 .....	11
第3. 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 .....	15
1. 公共の福祉の優先.....	15
2. 国土利用計画法の適切な運用.....	15
3. 地域整備施策の推進 .....	15
4. 町土の保全と安全性の確保 .....	15
5. 環境の保全と美しい町土の形成.....	16
6. 土地利用の転換の適正化.....	16
7. 土地の有効活用の促進.....	17
8. 多様な主体の連携・協働による町土管理の推進 .....	18
9. 町土に関する調査の推進と成果の普及.....	18
10. 指標の活用 .....	19

## 前文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、矢巾町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関して、必要な事項を定めるものであり、国土利用計画岩手県計画（第五次）を基本とし、第8次矢巾町総合計画基本構想に即して策定するものです。

国土利用計画矢巾町計画（第5次）は、第8次矢巾町総合計画基本構想に定める土地利用構想に沿った内容として策定しており、新たな環境の変化に伴い、都市的土地利用ゾーンの拡大、新規事業化された国道4号盛岡南道路の追加、ヘルスケアゾーンの削除の内容を取り入れ、ゾーニングによって位置付けたものです。今回の計画は、この土地利用構想に基づき、町土利用の基本方針、利用区分ごとの規模の目標、目標達成に必要な措置などを定めているものです。

なお、この計画は、今後の国土利用をめぐる社会経済情勢の大きな変化等を踏まえ、必要に応じて検証、見直しを行うものとし、また、国土利用計画法では、市町村計画は都道府県計画を基本とするものと定められており、国土利用計画岩手県計画（第五次）は平成37年（令和7年：2025年）が目標年次となっていることから、新たな岩手県計画が策定され次第その内容を踏まえた見直しを行うものとし、

### 【参考】

国土利用計画法（抜粋）

（国土利用計画）

第4条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

（市町村計画）

第8条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。

3 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

## 第 1. 町土の利用に関する基本構想

### 1. 町域全体の土地利用の基本方針

#### (1) 矢巾町の現況

本町は、岩手県のほぼ中央部に位置し、県都盛岡市の南に接しています。地形は、東部には北上川が南北に流れ、西部には奥羽山脈へ連なる山裾の丘陵地が縦走しており、西から東にかけて傾斜しているものの、地域の 70%以上は傾斜の少ない標高 200m以下の平坦地となっています。

このように平坦地が多いことから、旧来より稲作地帯として水田による田園風景が形成され、農業基盤整備が行われてきましたが、同時に県都盛岡市への容易な通勤圏であることから、住宅地を中心とした市街化の整備も行われています。特に本町の中心市街地である矢幅駅周辺のエリアで実施されていた土地区画整理事業が完了し、中心市街地の更なる機能充実と活性化が期待されています。また、業務系の市街地として、岩手県の流通業務の中心的拠点である岩手流通センターや下田地区工業団地、西部地区工業団地、ウエストヒルズ広宮沢などの整備により、企業立地が進んできました。岩手医科大学附属病院が令和元年に開院し、これまでの良好な住環境、産業、豊かな自然環境を基盤にした農・商・工のバランスの取れたまちづくりに加え、県内の高度医療拠点としてのまちづくりが進んでいます。

本町の人口及び世帯数は、国勢調査によると平成 27 年（2015 年）では 27,678 人・9,902 世帯、令和 2 年（2020 年）では 28,056 人・10,986 世帯と全国においても数少ない人口増加の町です。しかし、この数年、横ばいから減少が始まっており、現在藤沢第 2 地区・田中地区・下花立地区で行われている大規模宅地開発により一時的に再び人口増加に転じることが予想されますが、今後さらに進行する 1 世帯当たりの構成員の減少と少子高齢化の影響により令和 10 年度（2028 年度）以降は、人口は徐々に減少するものと見込まれます。

産業別就業人口は、国勢調査によると平成 27 年（2015 年）では第 1 次産業 1,237 人（1.8%減）、第 2 次産業 2,333 人（3.2%減）、第 3 次産業 10,298 人（2.5%増）、令和 2 年（2020 年）では第 1 次産業 1,033 人（16.5%減）、第 2 次産業 2,245 人（3.8%減）、第 3 次産業 10,882 人（5.7%増）となっており、第 3 次産業が全体の 7 割以上を占め、就業人口も増加傾向を示しています。

交通体系は、国道 4 号、主要地方道盛岡和賀線等の主要幹線道路が縦貫し、人的交流や物流動脈として機能しているほか、東は徳田橋や長徳橋を経て国道 396 号、456 号に接続、西は県道矢巾西安庭線を通り雫石町に短時間でアクセスできます。本町を縦断している東北縦貫自動車道には、岩手流通センターから北東約 2 キロメートル

に盛岡南インターチェンジがあるほか、平成 30 年 3 月（2018 年）から矢巾スマートインターチェンジが供用開始しています。さらに、徳田橋の架け替えにより利便性の向上が見込まれるとともに、今後は国道 4 号盛岡南道路が令和 4 年度（2022 年度）に新規事業化されたことに伴い、その整備に合わせ、交通安全対策等、アクセス道路の整備も行われる見込みとなっています。また、鉄道は在来線である東北本線が通っており、東西自由通路とともに橋上化された J R 矢幅駅が玄関口となり、通勤通学の主要な交通手段として利用され、1 日平均乗客数が平成 27 年度（2015 年度）2,918 人、平成 30 年度（2018 年度）3,024 人、令和 4 年度（2022 年度）2,890 人と県内では 5 番目の乗車人員数となっています。

## （2）土地利用の動向

令和 5 年（2023 年）の土地利用状況は、農地 2,701ha（40.1%）、森林・原野 1,615ha（24.0%）、水面・河川・水路 753ha（11.2%）、道路 742ha（11.0%）、宅地 871ha（12.9%）、その他 50ha（0.7%）となっています。

これを平成 27 年（2015 年）と比較すると、農地が 34ha 減、水面・河川・水路が 1ha 減、その他 55ha 減となっている一方で、森林・原野が 1ha 増、道路が 13ha 増、宅地が 76ha 増となっており、これらの変動は市街地の拡大に伴う都市的土地利用の増加が主な要因となっています。

今後においても、合理的かつ計画的な土地利用の誘導を行い、無秩序な開発行為の抑制、低・未利用地の適正な利用促進、目的に沿った土地利用に努めるとともに、土地取引の適正化を図ります。

## （3）町土地利用の基本方針

町土は、現在及び将来における町民のための限られた貴重な資源であるとともに、豊かな生活や生産等を通じた諸活動の共通の基盤でもあることから、町土の利用のあり方は、本町のまちづくりを進める上で極めて重要な課題であり、町民の日常生活や地域の発展と深い関わりを持っています。

本町では令和 13 年（2031 年）を展望した「第 8 次矢巾町総合計画基本構想」を策定し、「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」を基本理念に、「新たな活力と変革を実感できるまち」・「『ありがとう』が行き交う幸せなまち」・「豊かな環境を未来へつなぐまち」を将来像として、「元気を発信し活力を呼び込むまちづくり」・「誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり」・「豊かな環境を守り伝えるまちづくり」・「まちの発展を支える持続可能な行財政運営」の施策大綱に沿って令和 6 年度（2024 年度）から 8 年間にわたる計画的な行政運営の推進を図っていきます。

また、第 8 次矢巾町総合計画基本構想においては、自然豊かな環境の保全を念頭に

おきつつ、土地利用構想をゾーニングによって位置づけ、各エリアで計画的な土地利用を推進しながら、都市と自然のバランスがとれた持続可能な発展を目指しています。

この土地利用構想をもとに、町土の利用については、自然環境の保全・活用、農業的土地利用と都市的土地利用との調和と共生を基本とし、自然・都市・産業が共存し将来にわたって持続可能なまちとして発展していくため、広域的な視点や長期的な展望を踏まえ、これまでのまとまりのある都市空間の形成と豊かな自然、田園環境を保全するコンパクトなまちづくりを継承しつつ、限られた町土の有効活用と質的向上を推進するとともに、国道4号盛岡南道路や小学校の統廃合に関連する土地利用計画への適切な対応を図ります。

また、近年の地震や大雨による自然災害の続発から安全対策の備えへの機運が高まっているほか、環境問題に対する意識や環境保全への機運の高まりなど、町民の価値観が多様化していることから、相互の関連性に配慮し各種施策を総合的に推進しながら、調和のとれた土地利用に努めていく必要があります。町土の質的向上に向けて、町土利用の質的側面をめぐる状況の変化や社会的経済的環境の変化を踏まえ、よりよい状態で町土を次世代へ引き継いでいきます。

## 2. 地域類型別の町土利用の基本方向

### (1) 都市エリア

良好な住環境の形成・維持、活力の創出、公共交通の効率化と利便性の向上、都市活動による環境への負荷の低減など、これまでと同様、機能分担を図りながら効率的な土地利用により、コンパクトな都市形成を進めます。

これにより、まちなか居住の推進や各産業の充実、既存施設の有効活用と低未利用地の利活用を促進、美しく良好なまち並み景観の形成、にぎわいのある空間形成や安全・安心な都市空間の整備、過度な車依存から歩いて暮らせるまちづくりへの環境整備などにより、持続可能なまちの形成を図ります。

本町の都市エリアは、主に市街化区域を中心として国道4号沿線からJR矢幅駅周辺までの町の中心拠点となる地域と岩手流通センター周辺地域に分かれています。

町の中心拠点となる地域は、岩手医科大学の各施設と県立療育センター、岩手県消防学校を集約した県の医療・福祉・防災拠点と、それらを含めた矢幅駅から東側の国道4号までのおおむね2kmの中に商業施設や金融機関、各種学校などを含めたコンパクトな市街地が形成され、また、矢幅駅の西側には役場庁舎や公民館、保健福祉交流センターなどの行政施設（以下「町民センター」という。）、農業協同組合の営農センターなどを集積した公共施設拠点が形成されており、このまとまりのある都市機能を活かし、矢幅駅を中心に歩いて暮らせる都市が形成されました。今後は、有効か

つ効果的な土地利用の促進や魅力あるまち並み景観づくりの誘導を図りながら、交流人口や居住人口の密度を高め、にぎわいと魅力ある中心拠点を形成していきます。

岩手流通センター周辺地域は、北東北の物流の中心であり町の産業拠点でもあります。矢巾スマートインターチェンジの開通により更なる産業の集積と活性化を進めていきます。また、矢巾スマートインターチェンジ周辺についても広域交通の利便性を生かした都市的土地利用を検討していきます。

なお、都市エリアにあっては、画一的な整備に留まらず、緑地・水面などの整備保全により、一層環境への負荷が少ない都市形成や人と自然が寄り添った都市空間の形成、景観に配慮し快適でゆとりのある居住空間、オープンスペースの確保などによる災害に強い都市形成に努めるなど、だれもが暮らしやすい持続可能なまちづくりを推進します。また、新たな土地需要がある場合には、地域の合意を踏まえ、町土地利用の基本方針や基本方向に沿って計画し整備を行います。

## (2) 農村エリア

本町における農業は稲作が生産の基盤であり、耕地面積の約85%（令和4年（2022年）農作物統計）を占めています。また、水田は、景観形成上重要であるほか、保水機能を持った自然のダムでもあるなど、多面的機能を有します。これら田園地帯に位置する農村集落地は、食料等の生産や生活の場であるとともに、町土の保全や景観形成などの役割を果たしています。このことから、地域住民の意向に配慮しながら、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、周囲に広がる優良な農地と調和する既存の集落居住環境の維持向上に努めます。

農業後継者不足、農業従事者の高齢化・兼業化などに伴い、営農環境が厳しくなるなか、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農地集積を支援し、効率的な土地利用を図るとともに農地や農業用施設が持つ多面的機能の維持や農業生産基盤の保全活動を進めます。

さらに、食農教育や6次産業化の推進等による市街地との交流を通じて、消費者にも食料供給源としての農村エリアの重要性について理解を深めてもらうとともに、農地・森林等の適切な利用と管理を促進します。

## (3) 自然維持エリア

本町に存する、原生的な自然地域や野生生物の重要な生息・生育地、優れた自然の風景地、北上川河川敷など、自然環境、生物多様性、美しい景観などを維持すべき地域については、「矢巾町立自然公園条例」などにに基づき、適正に維持・保全し、良好な状態で次世代に引き継いでいくことを基本とします。また、環境問題に対する意識の高まりや自然環境等の理解を深めるため、自然環境の保全・管理に努めつつ、自然との共生を念頭に置き、産業振興や環境教育の場として、人々の憩いや観光・レクリ

エーションの場、自然体験や学習など自然とのふれあいの場として利用を図ります。

### 3. 利用区分別の町土地利用の基本方向

#### (1) 農用地

農用地は、県内屈指の高い農業生産力や盛岡都市圏という消費地と一体を形成している好条件を活かすため、農業振興地域の整備に関する法律に基づく「矢巾農業振興地域整備計画」を適宜見直しながら農用地の保全を図っていきます。

本町の農地の多くは平坦地にあり、大半は水田として活用されていますが、新たな特産品開発の取り組みや複合経営を実施するうえでは、水田を畑作物が作付けできるほ場に整備することが必要であることから、灌漑装置や排水不良地への暗渠排水の設置及び更新等により、農地の汎用化を図っていきます。

担い手への農地の集積に伴い、農業用施設の維持管理等の負担増が危惧されるため、地域住民が一体となって担い手を支援する活動を展開するとともに、農地や農業用施設が持つ多面的機能の維持に努めていきます。

農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作の継続が困難となった農地については、地域の担い手となる認定農業者や集落営農組織への集積を図り、優良農地の保全と担い手の規模拡大を図りつつ、地域農業の推進を図っていきます。

耕作放棄地については、農業生産力の維持や防災、環境保全の観点から、その解消と発生防止のため、実態を把握するとともに遊休農地の解消や耕地利用率の向上に必要な支援に努めます。

また、本町の景観の基本要素である田園風景を維持するとともに農村集落の地域コミュニティの維持を図るため、集落居住環境の維持向上に努めます。

#### (2) 森林

本町の森林は、西部の奥羽山脈に多く分布し、主に環境保全的な森林としての役割が求められていることから、町土の自然環境を維持するため、水資源の確保、土砂災害防止、生物多様性機能等、森林の持つ公益的機能の保全に努めるとともに、保健・福祉・文化・教育的活動の場など森林の新たな活用と地域林業の振興を図りながら、この自然環境を未来へ継承していくよう十分配慮し、周辺の土地利用との調整、適正な維持・管理を図ります。

また、観光客に人気が高い煙山ひまわりパーク、和味フラワーパークは、周辺の環境保全と調和を図りながら観光資源として充実を図り、町中央部に位置する森山パストラルパークについては、市街地に隣接する貴重な森林であることから、適正な維持・管理に努め、保全と活用のバランスを図ります。



### (3) 水面・河川・水路

治水や利水といった本来の機能を発揮するため、一級河川岩崎川をはじめとした諸河川の必要な整備と施設の適切な維持管理・更新を行うとともに、関係機関との連携を強化し、河川氾濫などに対する防災安全の確保、向上に努めます。整備の際は、自然や地域環境との調和や水生生物等の生態系へ配慮し、水と緑のネットワークを形成するなど親水空間の創出に努め、維持管理については、地域住民との協働により実施することも含め河川環境の保持を図ります。

### (4) 道路

東北縦貫自動車道や国道4号、主要地方道盛岡和賀線など本町を南北に縦貫する主要幹線道路が生活や経済活動上重要な路線として、まちの骨格を形成しています。さらには、令和4年度(2022年度)に新規事業化された国道4号盛岡南道路及びそのアクセス道路が物流、医療、防災の道の3つの役割を担う「いのちの道」として新たなまちの骨格を形成する見込みです。

今後は、住宅地の拡充や岩手医科大学附属病院の開院、矢巾スマートインターチェンジの供用開始により、他の路線についても自動車交通量が増加していることから、今後は、横断的な交通も含めた幹線道路や生活用道路などにおいて、効率的で効果的な道路の段階構成を構築することで、関係機関と連携しながら広域的な道路ネットワークと環状道路、中心市街地のアクセス道路の位置づけを明確に示すとともに、矢幅駅周辺や岩手医科大学周辺の交通緩和策を進め、円滑で安全な交通の確保を図ります。

道路整備や道路施設の更新については、計画的な対応を図りつつ、ユニバーサルデザインによる整備や無電柱化を行うなど、道路の安全性と防災機能の向上を図り、快適性・機能性に配慮したひとにやさしい道路環境の整備と維持管理に努めます。

都市計画道路については、長期にわたって事業が実施されない路線や区間について、道路に求められている機能や役割など必要性を検証し、適切な見直しを行います。

### (5) 住宅地

通勤・通学の利便性の高さから本町における住宅の需要は高く、住宅団地の分譲が順調に進み、平成27年(2015年)の国勢調査において人口集中地区が矢幅駅を中心に形成され、令和2年度国勢調査においては、人口集中地区の拡大が確認されています。また、令和4年度(2022年度)から岩手医科大学附属病院東側の藤沢第2地区、岩手県立不来方高校南側の田中地区、岩手県立産業技術短期大学校南側の下花立地区において、大規模宅地開発が進んでいます。今後は、社会情勢を考慮しながら、新たな業務地や住宅地の必要性、位置や規模、整備手法を十分検討したうえで、「矢巾町都市計画マスタープラン」の活用により必要な用地の確保に努めます。

現在のまとまりのある市街地形態の継承と多様なライフスタイルへの対応も含め、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約誘導とこれと連携した交通体系の形成、景観に配慮した快適な居住環境の誘導により、すべての人が暮らしやすい生活環境の確保に努めます。

まちの活性化や賑わいの創出を図る中心市街地については、ある程度の高い人口密度が必要であることから、未利用地の活用、土地利用の高度化や誘導、まち並み景観の誘導等により、まちなか居住の推進を図ります。

また、空き家については、「矢巾町空家等対策計画」に基づいた改善に向け、計画的に取り組むを行います。

#### (6) 工業用地、その他宅地

産業構造の高度化と雇用の場の確保、町民所得の向上、産業の振興を図るため、環境の保全等に配慮し、経済情勢や企業の設備投資動向等を踏まえ、優良企業や今後成長が期待される企業の誘致を行い、「矢巾町都市計画マスタープラン」の活用により必要な用地の確保に努めます。

物流機能の集積地である岩手流通センターや西部工業団地、ウエストヒルズ広宮沢については、その機能の拡充・充実を図るとともに、国道4号沿線に地区計画の設定により物流等の企業のほか、岩手医科大学附属病院の関連企業の進出や誘致を進め、また、矢幅駅を中心としたエリアは、活力と魅力ある中心市街地の形成に向け、土地・建物の効果的な利活用を含めたエリアマネジメント活動を推進し、商業や業務等の集積と交流人口の増加を図ります。あわせて、岩手県立産業技術短期大学校などの既存の施設や業種・地場産業を活かした事業にも努めます。

#### (7) その他

公共施設などについては、住民ニーズの多様化を踏まえ、各種施策との調整を図りながら町としての重要度を検討し、耐震性の確保と災害時における施設の活用にも配慮するとともに、環境の保全にも配慮しながら用地の確保を図ります。

また、変化する社会情勢の中で必要とされた用地の確保については、「矢巾町都市計画マスタープラン」の活用により適切に対応することとします。

埋蔵文化財や史跡等については、先人から受け継いできた貴重な財産であることを認識し、その保全と継承に努めます。

## 第2. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

### 1. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の基準年次は令和5年(2023年)とし、目標年次は令和13年(2031年)とします。
- (2) 町土の利用に関して基礎的前提となる人口は、「第8次矢巾町総合計画基本構想」と「矢巾町都市計画マスタープラン」と整合し、令和13年(2031年)までの期間内における目標の約30,000人とします。
- (3) 町土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とします。
- (4) 町土の利用区分ごとの規模の目標については、過去の推移、現況についての調査に基づき、将来人口等の設定から利用区分別に必要な土地面積を予測し、利用実態との調整を図りながら定めます。
- (5) 目標年次の令和13年(2031年)の町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標は、別表のとおりとしますが、今後の社会・経済情勢の変化等に対応し、必要に応じて適宜検討を加えたうえで、見直しを行います。

【別表】町土の土地利用目的に応じた区分毎の規模の目標

(単位：ha)

区 分		実 数			構 成 比		
		平成 27 年 (2015 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 13 年 (2031 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 13 年 (2031 年)
農 地	計	2,735	2,701	2,667	40.6%	40.1%	39.7%
	田	2,470	2,440	2,410	36.7%	36.2%	35.8%
	畑	265	261	257	3.9%	3.9%	3.8%
森 林	計	1,614	1,615	1,614	24.0%	24.0%	24.0%
	国 有 林	1,000	1,001	1,000	14.9%	14.9%	14.9%
	民 有 林	614	614	614	9.1%	9.1%	9.1%
原 野 等		0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
水 面 ・ 河 川 ・ 水 路	計	754	753	753	11.2%	11.2%	11.2%
	水 面	38	38	38	0.6%	0.6%	0.6%
	河 川	562	562	562	8.3%	8.3%	8.3%
	水 路	154	153	153	2.3%	2.3%	2.3%
道 路	計	729	742	752	10.8%	11.0%	11.2%
	一般道路	571	580	590	8.5%	8.6%	8.8%
	農 道	155	158	158	2.3%	2.3%	2.3%
	林 道	4	4	4	0.1%	0.1%	0.1%
宅 地	計	795	871	895	11.8%	12.9%	13.3%
	住 宅 地	419	436	449	6.2%	6.4%	6.7%
	工業用地	16	16	16	0.2%	0.2%	0.2%
	その他宅地	360	419	430	5.3%	6.2%	6.9%
そ の 他		105	50	51	1.6%	0.7%	0.8%
市街地（人口集中地区）		176	287	300	2.6%	4.3%	4.6%
合 計		6,732	6,732	6,732	100.0%	100.0%	100.0%

※実数及び構成比の令和 13 年（2031 年）は推計値

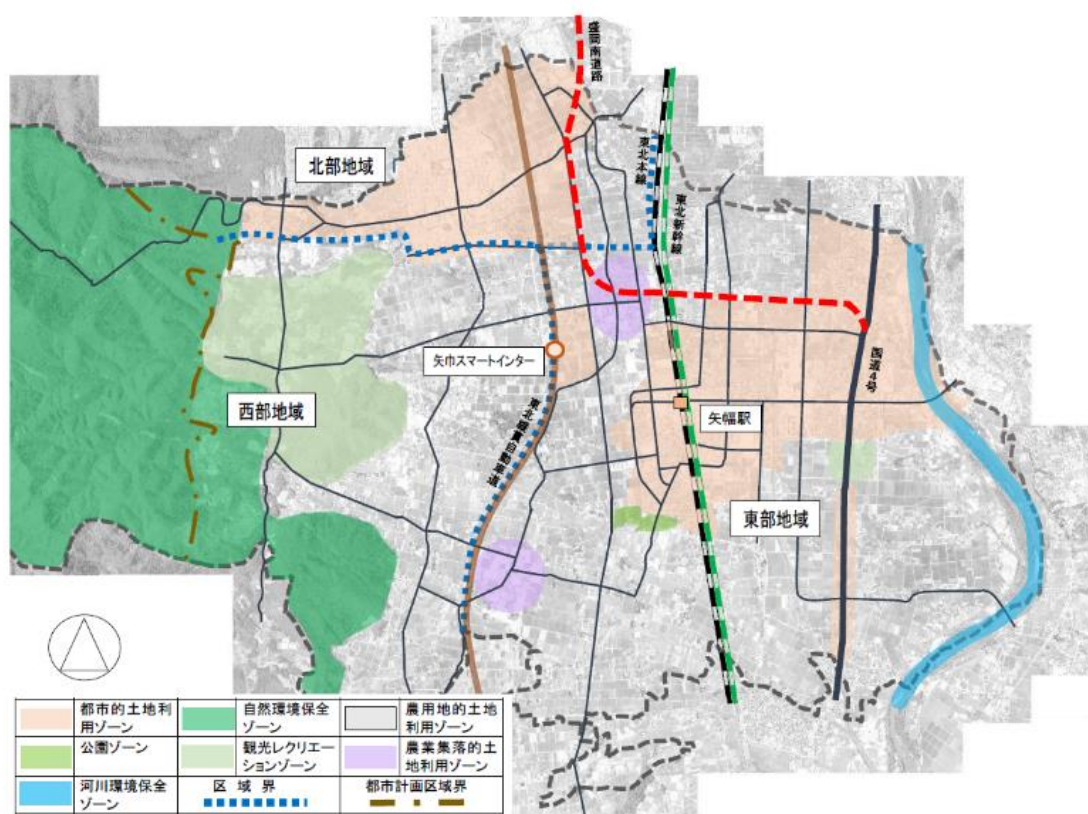
## 2. 地域別の概要

地域区分は、地域の特性と今後のまちづくりの方向性を考慮し、次に示す3つの地域に区分します。

東部地域：東北縦貫自動車道より概ね東側の地域

西部地域：東北縦貫自動車道より概ね西側の地域

北部地域：概ね上赤林、広宮沢、流通センター行政区からなる地域



### (1) 東部地域

本地域は、東北縦貫自動車道から町の東端となる北上川までのエリアであり、このエリア内には、矢幅駅を中心とした町の中心市街地、役場等の主要な公共施設、優良住宅地、優良農地、農業集落地が含まれた本町の中心的役割を担う地域です。近年では、岩手医科大学が移転し、令和元年（2019年）には岩手医科大学附属病院が開院しており、令和6年度（2024年度）に国道4号沿いに輸送自動車メーカーの岩手本社が移転する予定となっています。さらに、近隣国道4号沿いの大規模区画による土地利用も相まって、これに伴う交通量や交流人口・居住人口の増加、商業等の経済活動のさらなる活発化が見込まれ、コンパクトな市街地を維持しながら田園環境と調和した効果的で効率的な土地利用の展開を推進します。

農地については、都市近郊地として、農業体験や産直を通じて消費者と交流を図り、都市と共生する農業を目指すため、田園空間と都市空間の棲み分けの必要性から、関連する土地利用計画を定期的に見直しながら農用地の保全を図ります。また、担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の解消など農地の有効活用を図っていきます。

市街地については、矢幅駅周辺から岩手医科大学周辺を中心市街地として多くの都市機能をコンパクトに集約させ、各施設が連携した、「歩いて暮らせるまち」の実現に向けたまち並みや土地利用の誘導と、安全で快適な居住環境を推進することにより、居住人口と交流人口の増加に対応した計画的・効率的な土地利用を図ります。

既存集落については、地域住民や土地所有者等による地区計画の申出制度の活用等を推進し、集落機能やコミュニティの維持、有効な土地利用等を図ります。

道路については、岩手医科大学附属病院の開院に伴い、歩行者や自動車交通量が大きく増加していることから、歩行者の安全性に配慮した整備に努めます。

公園については、史跡徳丹城跡を歴史公園として位置づけ、地域振興に活かす観光施設としての機能も含めた施設として整備を進めます。また、開発行為等により整備される公園は、住民の憩いの場や災害時の避難場所、火災等の延焼防止との観点から、開発者と連携のうえ、適正配置を図ります。なお、公園の管理は、地域内の共有財産であるとの認識のもと、自治会と連携して機能維持・向上に努めます。

河川については、自然災害を防ぐため、その機能の適正な維持管理に努めるとともに必要に応じて改修を推進していきます。なお、北上川や岩崎川等については回遊性のある親水空間としての整備や利用促進に努めます。

また、史跡徳丹城跡の遺跡調査に伴う徳田小学校の移転を含めた町内小学校の再編については、社会情勢や地域環境を考慮し、規模や配置を検討したうえで整備を図ります。

## (2) 西部地域

本地域は、東北縦貫自動車道からおおむね西側のエリアであり、町のシンボルである南昌山とその周辺に広がる矢巾温泉や幣懸の滝、レクリエーション施設等からなる町の観光資源が集積しています。また、平成15年に開始した煙山ひまわりパークは、町の観光スポットとして定着しています。

南昌山やその周辺の丘陵地には緑豊かな自然環境が保全されています。本町の豊かな自然環境の象徴として、将来にわたり自然や景観の維持・保全を図ります。

農地については、平坦地での水稻のほか、丘陵地の地域特性を活かした果樹、野菜、菌茸類の生産地であり、また地域景観の構成要素であることから、ほ場整備事業等により農業生産基盤が整備された優良農地を保全し、遊休農地の解消も含め高生産性を確立する効率的な農地利用を図っていきます。

煙山ひまわりパーク、和味フラワーパークを中心に矢巾温泉、幣懸の滝、煙山ダム、南昌山、城内山、県林業技術センター等、観光・レクリエーション資源の有機的な連携を図ります。

道路については、大型車の通過交通が多く、地域を南北に縦断する町道西部開拓線や主要地方道盛岡和賀線が地区を分断していることから、町内市街地からのアクセスや今後増加が見込まれる東北縦貫自動車道盛岡南インターチェンジや矢巾スマートインターチェンジからの交通アクセスの利便性や安全性を高めるため、信号機や歩道等の設置など交通安全施設整備と適切な交通網の整備を図ります。

公園・緑地・河川等については、煙山ダムや幣懸の滝、岩崎川などの水質の保全と親水を図る取り組みを進めるとともに、このような豊かな自然・景観資源、田園環境と市街地を連携する水と緑のネットワークを構築し、歩くことや自転車を利用して行動することが楽しくなるような環境の創出を推進します。

農村集落については、生活利便性の向上を図るとともに、浄化槽設置事業の推進により生活環境の改善を図ります。

### (3) 北部地域

本地域は、岩手流通センター及び西部工業団地内に新たに令和5年度(2023年度)に竣工した大規模マルチテナント型物流施設が加わり、これらを中心とした本町の流通業務の拠点地域であり、その他にも盛岡市とまたがる盛岡中央卸売市場やウエストヒルズ広宮沢を有し、町民の雇用の場としての役割も担っています。盛岡市に隣接しており、東北縦貫自動車道盛岡南インターチェンジ、盛岡貨物ターミナル駅が近隣にある一方、他地域と同様に田園地帯も広がっており、今後も調和の取れた土地利用が必要となっています。

流通・業務用地については、岩手流通センターとウエストヒルズ広宮沢、西部工業団地の各用地が全て利用されていることから、更なる産業拠点の集積や町民の雇用の場の充実に向け、地区計画の活用によってこれらが一体となるよう周辺環境に配慮しながら新たに事業用地を確保・整備します。また、特別業務地区の制限については、隣接する盛岡市と連携し、社会経済状況を勘案したうえで見直しを行います。

農地については、本町の都市景観を形成する貴重な資源であることから、県と連携しながら適正に土地利用制度を調整し、今後も保全と維持活用を図ります。また、担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の解消などにより、農地の有効活用を図っていきます。

道路については、本地区が流通業務の拠点であることや盛岡南インターチェンジ、矢巾スマートインターチェンジ、盛岡貨物ターミナル駅が隣接していること等から大型車による通過交通が多く、幹線道路以外の路線においても大型車の通行が見られ、新たに事業化となった国道4号盛岡南道路により、大型車だけでなく自動車交通

量はますます増加が見込まれることから、安全で効率的な自動車交通量の配分と歩行者の安全性を確保するため、段階構成による適正な道路網の検討を行い、都市計画道路や道路環境の整備を進めます。

公園については、広宮沢公園や鹿妻公園といった都市公園を始めとする公園がありますが、利用度が低く閑散としていることから、多くの人が楽しめる賑わいの場として再生させるため、新たなアイデアを活かすことを目的として指定管理制度やPark-PFI等による民間活力の導入を図り活用を推進します。

住宅地等について、生活・就業環境の向上を図るため、公共交通や近隣商業地域の充実のほか、日常サービス施設等の立地誘導について検討します。



### 第3. 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

#### 1. 公共の福祉の優先

土地利用については、公共の福祉を優先させながら、その地域の自然的、社会的、経済的、歴史的及び文化的特性に応じて適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な取り組みを進めます。

#### 2. 土地利用関連諸法の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法等の土地利用関連諸法の適切な運用により、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図ります。

#### 3. 地域整備施策の推進

地域の個性を活かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化を図ることを通じて、町土の均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じた施策を推進し、総合的な環境の整備を図ります。なお、全町に及ぶ事業の実施にあたっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面など総合的に検討したうえで施策を推進します。

#### 4. 町土の保全と安全性の確保

(1) 町土の保全と安全性の確保のため、自然条件と土地利用との適合性や風水害、土砂災害、積雪等への対応に配慮しながら、無秩序な開発の防止に努め、適正な町土利用への誘導を図ります。

特に、震災、豪雨災害の教訓を踏まえ、大規模地震対策や洪水、土砂災害対策、危険箇所の対策等について、関係機関と連携しながら、町土保全体制の整備を推進します。

(2) 森林の持つ保全と安全性の機能を確保するため、間伐等森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図ります。

(3) 町土レベルでの安全性を高めるため、地域防災拠点の整備、公園・緑地といったオープンスペースや適正な避難所・避難路の確保等により、災害に配慮した土地利用を推進します。また、自主防災組織をはじめとする共助を支える地域コミュニティづくりを支援します。

さらに、ハザードマップや防災ラジオ、インターネット等によって町民への危険地

域・防災情報の周知を行い、災害発生時での対応に向けて万全の体制を整えます。

## 5. 環境の保全と美しい町土の形成

(1) 地球温暖化等に代表される深刻な環境問題に直面する中で、温室効果ガスの削減や太陽光等の再生可能エネルギーの導入、市街地における緑地・水面の効果的な配置、円滑な交通網・交通体系の構築による公共交通機関の利用促進や環境への負荷の低減に配慮した都市構造や社会経済システムの形成に向けた土地利用を推進します。

また、二酸化炭素の吸収源となる森林や市街地等における緑地の適切な保全・整備を図ります。

(2) 持続可能な社会を実現するため、さらなる省資源、省エネルギー型の生活様式への転換を推進します。

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を推進するとともに、環境負荷の低減や廃棄物の不法投棄、不適正処理を防止するため、町民への環境保全意識の向上を啓発します。

(3) 生活環境の保全を図るため、住居系、商業系、工業系の用途区分や地区計画に応じた土地利用の誘導を図るとともに、空き家や空き店舗、未利用地の有効活用を図ります。

(4) 野生生物の生息・生育・自然環境の観点からみて優れている自然については、規制等により適正な保全を図ります。

(5) 農地や森林の適切な保全・管理、水辺地等の保全による河川や沼の自然浄化能力の維持・回復、生活排水や工場・事業所等の排水による汚濁負荷の削減対策等を引き続き行い、水環境への負荷を低減し、良好な水質の保全と健全な水循環系の確保を図ります。

(6) 歴史的・文化的風土の保全、文化財の保護等を行うため、開発行為等に必要な規制を行います。また、地域特性を踏まえた取り組みを通じて、美しく良好なまち並み景観や緑地・水辺環境の形成、田園風景と調和した農村景観の維持・形成を図ります。

また、美しい町土を形成する自然、歴史、文化、産業等の地域資源を活用し、交流人口の増加に取り組みます。

## 6. 土地利用の転換の適正化

- (1) 土地利用の転換を図る際には、土地利用の不可逆性や生態系をはじめとする自然や景観へ与える影響に十分留意し、社会経済や人口の動向、土地利用の動向、社会資本の整備状況、その他社会的条件等を踏まえて適正に行うこととします。なお、必要に応じて各状況が変化した場合においては、速やかに事業や計画の見直しを行うなど、より効果的で効率的な措置を講じます。これまで、農地や森林等の自然的土地利用が減少している一方で、空き家の増加が見られることから、低未利用地の有効活用を進め、無秩序な土地利用の転換を抑制します。
- (2) 農用地の利用転換を行う場合は、農業経営の安定及び地域農業に及ぼす影響に留意し、他の土地利用との調整を図り無秩序な転用を抑制し、優良農地が確保されるよう十分配慮します。
- (3) 森林の利用転換を行う場合には、森林法による林地開発許可制度等の適正な運用を通じて、森林の持つ災害防止機能、水源のかん養機能を保持し、環境の保全に配慮しつつ周辺の土地利用との調整を図ります。
- (4) 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、町土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図るとともに、町の総合計画や都市計画マスタープラン等の関連計画との整合を図ります。

## 7. 土地の有効活用の促進

- (1) 農用地については、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、農地の流動化を図ることにより農地の利用集積を推進し、効率的な農業が行えるよう高度利用を進めます。また、荒廃農地の解消、耕地利用率の向上等、有効活用を図るために必要な措置を講じます。
- (2) 森林については、森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう、その機能を増進させるために適切な整備・保全を行うとともに、美しい景観や自然とのふれあい、癒しの場等として、総合的な利用を進めます。
- (3) 水面・河川・水路については、治水・利水の機能発揮に留意し、生物の多様な生息・生育・繁殖環境の保持や災害からの安全を確保するよう維持管理や整備に努めます。また、地域の景観と一体となった水辺空間や賑わい空間づくりも考慮した水と人と

のふれあいの場の形成を図ります。

(4) 道路については、今後増加が予想される自動車交通量の円滑で効率的な処理と交通安全を確保するため、道路の段階構成により道路網を構築し、広域的な道路ネットワークと中心市街地へのアクセス道路等の機能の位置づけを明確化させたいうで整備を進めます。

(5) 住宅地については、少子高齢化の進展や学生の増加等、町民の多様なライフスタイルと地域の特性に応じて、安全で快適な居住環境の整備を推進するとともに、長期的な需要に応じた適正規模の住宅地の供給を図ります。また、空き家や低未利用地の有効活用、まちなか居住の促進、住宅の長寿命化、既存住宅の市場整備等を通じて、持続的な利用と住宅の供給を図るとともに、住宅地の高度利用に努めます。

工業用地については、経済情勢や企業の設備投資動向等を踏まえ、企業誘致を積極的に促進し、地域社会や自然との調和、公害防止に十分配慮しながら用地の確保に努めます。

事務所や店舗等その他の宅地については、商業の活性化や賑わいの創出、とりわけ中心市街地の活性化を図るため、歩行環境や水辺空間、建物と一体となった良好な環境の形成を図り、適正な店舗の配置及び設営の誘導、イベントの実施等、効果的な手法により推進し、魅力的で多くの人に支持されるまちの形成に努めます。

(6) 文教施設、公園緑地、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共施設用地等については、地域経済における重要性、町民ニーズ、広域的な活用、人口動向、需要等総合的に考慮したうえで、第8次矢巾町総合計画基本構想や矢巾町都市計画マスタープランとの整合を図り、環境保全に配慮しながら計画的に整備を推進します。

## 8. 多様な主体の連携・協働による町土管理の推進

町土の管理は、国、県、町による公的な役割や土地所有者等による適切な管理に加え、住民・団体・企業等、多様な主体が色々な方法で参加することが必要です。様々な人が町土管理に参加することにより、管理水準が向上するほか、適切な土地利用への効果が期待されることから、多様な主体が町土の適切な管理に参加する取り組みを推進します。

## 9. 町土に関する調査の推進と成果の普及

町土の科学的な資料を一層充実させるため、町土に関する基礎的な調査を行うとともに、その総合的な利用を図ります。また、町民による町土への理解を促し、計画の実効性を高めるため、調査結果の普及・啓発に努めます。

## 10. 指標の活用

持続可能な町土管理に資するため、計画の推進等にあたっては、各種指標の活用を図ります。



## 国土利用計画矢巾町計画（第5次）

### 説明資料





土地の利用区分、定義及び把握方法

利用区分	定義	把握方法
<p>1 農用地</p> <p>H27 2,735</p> <p>R01 2,729</p> <p>(1) 田</p> <p>H27 2,470</p> <p>R01 2,465</p> <p>(2) 畑</p> <p>H27 265</p> <p>R01 264</p>	<p>農地法第2条第1項に定める農地。</p> <p>耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。</p> <p>耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。</p>	<p>「耕地及び作付面積統計」の「田」及び「畑」の合計。2440+261=2,701ha</p> <p>「耕地及び作付け統計」(農林水産省統計部)の耕作面積のうち「田」。</p> <p>令和4年度作物統計より 2,440ha</p> <p>「耕地及び作付け統計」(農林水産省統計部)の耕作面積のうち「畑」。</p> <p>令和4年度作物統計より 261ha</p>
<p>2 森林</p> <p>H27 1,614</p> <p>R01 1,614</p> <p>(1) 国有林</p> <p>H27 1,000</p> <p>R01 1,000</p> <p>(2) 民有林</p> <p>H27 614</p> <p>R01 614</p>	<p>国有林と民有林の合計。なお、林道面積は含まない。</p> <p>ア 林野庁所管国有林 国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。</p> <p>イ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。</p> <p>ウ その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。</p> <p>森林法第2条第1項に定める森林であって、同法同条第3項に定めるもの。</p>	<p>「国有林」+「民有林」 1001+0+0+614=1,615ha</p> <p>「岩手県林業の指標」による。 令和5年3月発行令和3年度版より 1,001ha</p> <p>「岩手県林業の指標」による。 令和5年3月発行令和3年度版より 0ha</p> <p>「世界農林業センサス岩手県統計書(林業編)」又は「農林業センサス」による。 2020農林業センサスより 0ha</p> <p>森林法第5条の規定による地域森林計画対象民有林及び地域森林計画対象外民有林の合計面積による。 2020農林業センサスより 614ha</p>
<p>3 原野</p> <p>H27 0</p> <p>R01 0</p>	<p>農地法第2条第1項に定める採草放牧地と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林(林野庁所管に限る)を除いた面積の合計。</p>	<p>原野面積 = A - B + C 0-0+0=0ha</p> <p>A: 「森林以外の草生地」 〔「世界農林業センサス岩手県統計書(林業編)」〕 2020農林業センサスより 0ha</p> <p>B: 「森林以外の草生地(林野庁所管)」 〔「世界農林業センサス岩手県統計書(林業編)」〕 2020農林業センサスより 0ha</p> <p>C: 林野庁所管国有林</p>

		<p>※データのない年については、直近調査の面積と直近調査の前回調査の差をそのデータのない年数で除した値を推計値とする。</p> <p>2020 農林業センサスより 0 ha</p>
<p>4 水面・河川・水路</p> <p>H27 754 R01 754</p> <p>(1) 水面</p> <p>H27 38 R01 38</p> <p>(2) 河川</p> <p>H27 562 R01 562</p> <p>(3) 水路</p> <p>H27 154 R01 154</p>	<p>水面、河川及び水路の合計。 湖沼（天然湖沼および人造湖）並びにため池の満水時の水面。</p> <p>河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。</p> <p>農業用排水路。</p>	<p>人造湖及びため池の面積の合計。</p> <p>人造湖 「ダム便覧（一般社団法人日本ダム協会）に掲げるダムのうち、堤高15m以上のものの湛水面積 ダム便覧2023より 煙山ダム 堤高21.8m のため湛水面積 28ha</p> <p>ため池 町の業務資料により把握する。 26 か所 合計 9.75ha <math>28+9.75=37.75 \div 38ha</math> 岩手県及び町の業務資料により把握する。河川管理台帳や地形図等を利用して図測する方法や、延長に平均幅員を乗じて算出する方法、または河川改修実績等による変化量を加減して算出する。 水面と重複する部分は除く。 現況で県に問い合わせるも確認資料無し。 河川延長及び平均幅員共に資料なく前回の数値を使用 562ha</p> <p>以下の式で算出する。</p> <p>水路面積 = (整備済水田面積×整備済水田の水路率) + (未整備水田面積×未整備水田の水路率) 水田面積は「作物統計」による。整備済とは区画20a以上のものとする。(農業基盤情報基礎調査2014) 水路率は町の実態にあった数値を採用するものとするが、算出が困難な場合は、 「整備済 0.067」 「未整備 0.048」 を標準とする。 作物統計令和4年度から水田面積2,440 農業基盤情報基礎調査 「30a以上の田」を整備済として扱う 1,873.68 田用水路 2,368.65 <math>(1,874 \times 0.067) + (566 \times 0.098)</math></p>

			= 152.7 ÷ 153ha
5 道路		一般道路、農道及び林道の合計。	「一般道路」 + 「農道」 + 「林道」 580 + 158 + 4 = 742ha
H27 729			
R01 736		車道部（車道、中央帯、路肩）歩道部、自動車道部及び法面等。	
(1) 一般道路		道路法第2条第1項に定める道路	高速自動車国道及び一般国道は、岩手県交通量調査等報告書から延長に幅員を乗じて算出する。 ※データのない年については、直近調査の面積と直近調査の前回調査の差をそのデータのない年数で除した値を推計値とする。 県道、町道については町の業務資料により把握する。 国道・県道については県に問い合わせるも不明。よって令和元年度から4年度までの町道の増加分を令和元年に上乘せ。 580ha
H27 571			
R01 578			
(2) 農道		農地面積に一定率を乗じたほ場農道及び「町農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道	農道面積は以下の算式による。 農道面積 = ほ場内農道面積 + ほ場外農道面積 ほ場内農道面積 = 水田地域におけるほ場内農道面積 (A) + 畑地域におけるほ場内農道面積 (B) A = (整備済水田面積 × 整備済水田の農道率) + (未整備水田面積 × 未整備水田の農道率) B = (整備済畑面積 × 整備済畑の農道率) + (未整備畑面積 × 未整備畑の農道率) 農道率は実態にあった数値を採用するものとするが、算出が困難な場合は、次の数値を標準とする 水田 整備済 (区画 20a 以上) 0.062 未整備 0.044 畑 整備済 0.067 未整備 0.023  ほ場外農道面積 = 「町農道台帳」の農道延長 × 一定幅員 ほ場外農道は幅員 4 m 以上のものを対象とし、一定幅員は 8 m を標準とする。
H27 155			
R01 155			

<p>(3) 林道</p> <p>H27 4 R01 4</p>	<p>国有林林道及び民有林林道</p>	<p>農道 = ほ場内農道 156 + ほ場外農道 2 = 158ha  ほ場内農道 = 141 (A) + 15 (B) = 156ha  <math>A = 1874 \times 0.062 + 566 \times 0.044 \div 141\text{ha}</math>  <math>B = 137 \times 0.067 + 261 \times 0.023 \div 15\text{ha}</math>  ほ場外農道 = <math>2,953 \times 8 = 23,624 \text{ m}^2 \div 2\text{ha}</math>  国有林林道及び民有林林道のうち、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道）第 4 条に定める自動車道とする。  面積は林道延長に一定幅員（8 m を標準とする）を乗じて算出する。  国有林林道は国土利用計画矢巾町計画（第 4 次）から変化量を加減して算出し、民有林林道は「岩手県林業の指標」の民有林林道現況」等を基に把握する。  国有林林道 4ha 民有林林道 0ha  <math>4+0=4\text{ha}</math></p>
<p>6 宅地</p> <p>H27 795 R01 795</p> <p>(1) 住宅地</p> <p>H27 419 R01 419</p> <p>(2) 工業用地</p> <p>H27 16 R01 16</p>	<p>建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地</p> <p>「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち県営住宅用地、町営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。</p> <p>「工業統計調査報告書」（岩手県政策地域部編）による「事業所敷地面積」を従業員 10 人以上の事業所敷地面積に補正したもの。</p>	<p>「固定資産の価格等の概要調書」の宅地の評価総地積に非課税地積を加えたもの。  非課税地積 155 + 評価総地積 716 = 871ha</p> <p>「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、町営住宅用地を加える。  町営住宅用地は町の業務資料により把握する。  評価地積の住宅用地 433ha  町営住宅用地 3.4ha  <math>433 + 3.4 = 436.4 \div 436\text{ha}</math></p> <p>以下に掲げるア及びイの面積の合計。  ア 従業員 30 人以上の事業所敷地面積  「工業統計調査報告書」の事業所敷地面積による。  イ 従業員 10 人以上 29 人以下の事業所業務資料により把握する。なおこれによりがたい場合、次の推計方法による。  （従業員 30 人以上事業所の敷地面積）  <math>\times</math>（従業員 10 人以上 29 人以下事業所の製造品出荷額等）  <math>\div</math>（従業員 30 人以上事業所の製造品出荷額等）  工業統計は令和 2 年廃止で経済センサスに吸収。経済センサス活動調査表では本</p>

<p>(3) その他宅地 H27 360 R01 360</p>	<p>(1) 及び (2) の区分のい ずれにも該当しない宅地。(商 業、業務用地等)。</p>	<p>町において 30 人以上事業所結果の公表 無しのため計算不能。H27 同様 16ha と する。 「宅地」から、(1) 住宅及び、(2) 工 業用地を差し引いた面積。 <math>871-436-16=419\text{ha}</math></p>
<p>7 その他 H27 105 R01 104</p>	<p>町土面積から「農用地」、「森 林」、「原野」、「水面・河川・水 路」、「道路」及び「宅地」の各 面積を差し引いたもの。 (例：文教施設、公園緑地、鉄 道用地、未利用地等)</p>	<p>「その他」＝「町総面積」－「農用地」 －「森林・原野」－「水面・河川・水路」 －「道路」－「宅地」 <math>6,732-2,701-1,615-0-753-742-871=</math> 50ha</p>
<p>8 市街地 (人口集中地区) H27 176 R01 176</p>	<p>「国勢調査」による人口集中 地区。</p>	<p>国勢調査による人口集中地区 (DID)。 DID:市町村の区域内で人口密度が 1 平方 キロメートル当たり約 4,000 人以上の調 査区が互いに隣接して、その人口が 5,000 人以上となる地域。 R2 国勢調査より 287ha</p>

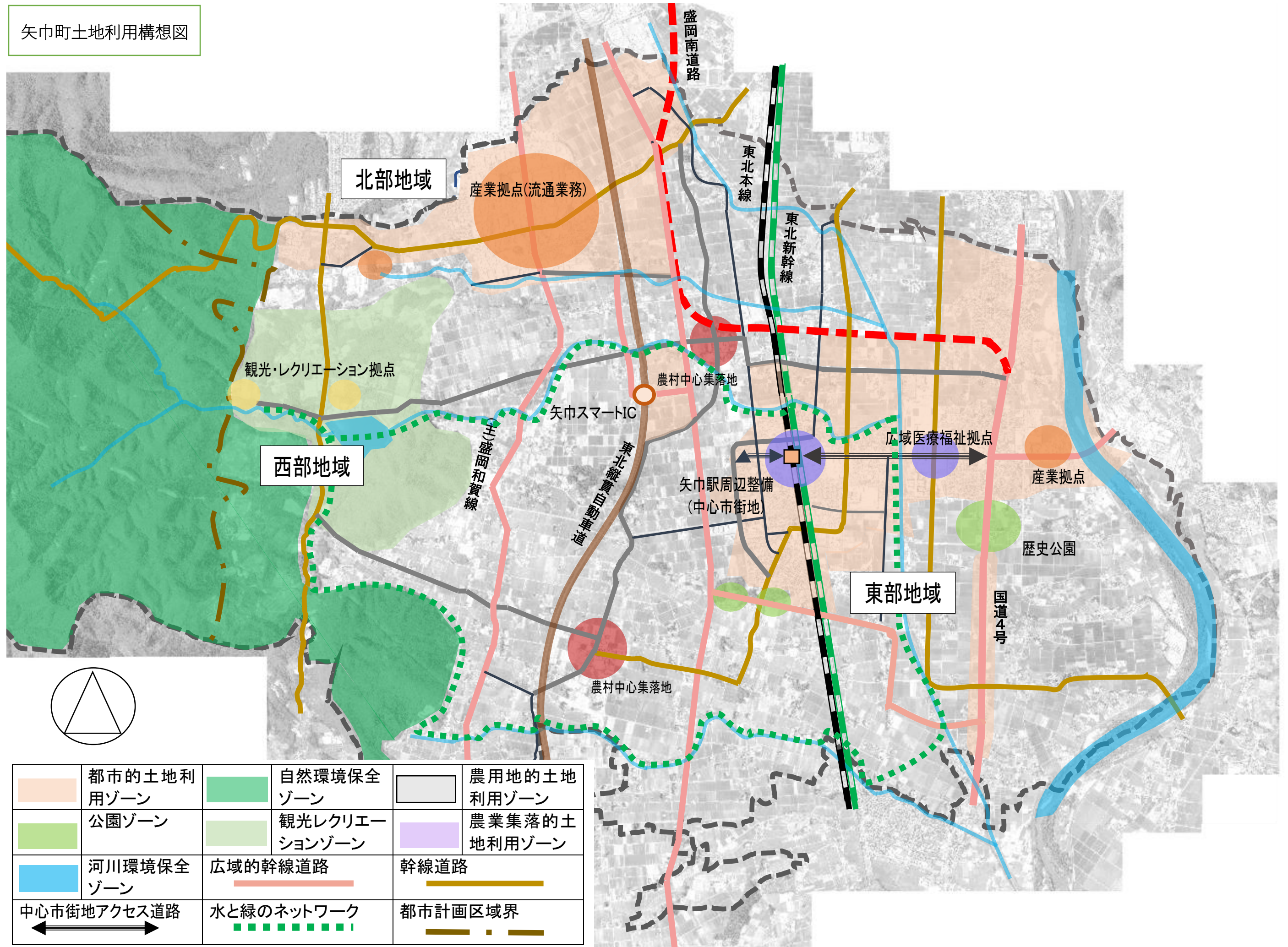
【別表】町土の土地利用目的に応じた区分毎の規模の目標

(単位：ha)

区 分		実 数			構 成 比		
		平成 27 年 (2015 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 13 年 (2031 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 13 年 (2031 年)
農 地	計	2,735	2,701	2,667	40.6%	40.1%	39.7%
	田	2,470	2,440	2,410	36.7%	36.2%	35.8%
	畑	265	261	257	3.9%	3.9%	3.8%
森 林	計	1,614	1,615	1,614	24.0%	24.0%	24.0%
	国 有 林	1,000	1,001	1,000	14.9%	14.9%	14.9%
	民 有 林	614	614	614	9.1%	9.1%	9.1%
原 野 等		0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
水 面 ・ 河 川 ・ 水 路	計	754	753	753	11.2%	11.2%	11.2%
	水 面	38	38	38	0.6%	0.6%	0.6%
	河 川	562	562	562	8.3%	8.3%	8.3%
	水 路	154	153	153	2.3%	2.3%	2.3%
道 路	計	729	742	752	10.8%	11.0%	11.2%
	一般道路	571	580	590	8.5%	8.6%	8.8%
	農 道	155	158	158	2.3%	2.3%	2.3%
	林 道	4	4	4	0.1%	0.1%	0.1%
宅 地	計	795	871	895	11.8%	12.9%	13.3%
	住 宅 地	419	436	449	6.2%	6.4%	6.7%
	工業用地	16	16	16	0.2%	0.2%	0.2%
	その他宅地	360	419	430	5.3%	6.2%	6.9%
そ の 他		105	50	51	1.6%	0.7%	0.8%
市街地（人口集中地区）		176	287	300	2.6%	4.3%	4.6%
合 計		6,732	6,732	6,732	100.0%	100.0%	100.0%

※実数及び構成比の令和 13 年（2031 年）は推計値

矢巾町土地利用構想図



	都市的土地利用ゾーン		自然環境保全ゾーン		農地的土地利用ゾーン
	公園ゾーン		観光レクリエーションゾーン		農業集落的土地利用ゾーン
	河川環境保全ゾーン		広域的幹線道路		幹線道路
	中心市街地アクセス道路		水と緑のネットワーク		都市計画区域界





## 国土利用計画矢巾町計画（第5次）

発行年月： 令和6年3月

発行： 矢巾町

編集： 矢巾町企画財政課  
〒028-3692

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

TEL： 019-697-2111（代表）

FAX： 019-697-3700

MAIL： yahaba2720@town.yahaba.iwate.jp